

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が20歳（昭和39年*月）に達した時に父親が国民年金の加入手続をして、その後は町内会の集金により母親が現金で納付した。保険料額ははっきりしないが、月額200円から400円くらいだったと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が20歳に達した時にその父親が国民年金の加入手続をして、その後は町内会の集金により申立人の母親が現金で納付したと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿の納付組織欄に「B」と記載されており、A市では当時、納付組織による保険料の徴収が行われていたとしていることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和41年12月15日であることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、39年10月から41年3月までの期間をさかのぼって納付することが可能であった上、18か月と比較的短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納期間は無く、申立人及び申立人の父母の納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年2月から同年9月までの期間につい

ては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 41 年 12 月 15 日の時点では、時効により納付できない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月まで
② 昭和 51 年 3 月から同年 9 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、A農協の納税組合で納めた。申立期間②の保険料は、夫婦二人分をA農協の納税組合で納めた。申立期間①については、納めた期間が還付されていないことに、申立期間②については、同期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をA農協の納税組合で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳の手帳発行日欄に昭和 36 年 4 月 1 日発行の刻印があることから、36 年 4 月ころ払い出されており、その時点からすると、申立期間②の国民年金保険料の納付が可能である上、申立人が、7 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の妻の申立期間②における保険料は納付済みであり、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 10 月から国民年金に加入し、国民年金保険料をA農協の納税組合で納付したとしているが、国民年金保険料の徴収が始まったのは、36 年 4 月の保険料からであるため、申立期間①は制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 61 年 11 月に結婚し、それまで勤めていた A 地の病院を辞め、B 市へと転居した。転居先での国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、夫が行ってくれていた。夫は C 社に勤めており、納付書が送られてきているのに、納付しないままですませられるような性格の人ではない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居先の B 市での国民年金の加入手続及び保険料の納付はその夫が行ってくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号の前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 12 月ころに払い出されていると推定され、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立期間の直前は納付済みとなっており、5 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年12月まで

私は、結婚するまでに未納となっている国民年金保険料の支払をきれいに済ませておこうと思い、平成3年11月か同年12月ごろ、A市役所B支所へ現金を持参し、申立期間の保険料をすべて納付した。納付し終わってスッキリした気分になったことを覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月か同年12月ごろ、A市役所B支所へ現金を持参し、申立期間の保険料をすべて支払ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から元年10月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である上、申立人が、10か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母は、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年度のうち1か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年度のうち1か月
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月まで

申立期間①について、社会保険庁（当時）の記録では、昭和 52 年度は、納付月は不明であるものの、3か月分の国民年金保険料を納付した記録になっているが、4か月分の保険料を納付したと思うので調べてほしい。

また、申立期間②について、妻が夫婦の国民年金保険料を併せて、銀行で納付したと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、納付期間は不明であるものの、昭和 52 年度の国民年金保険料が3か月分納付されていることになっているが、申立人の国民年金被保険者台帳、A村（現在は、B市）の国民年金収納記録カード、B市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金被保険者記録票によると、昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの4か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その妻が夫婦の保険料を併せて納付したと思うとしているが、オンライン記録によると、納付時期の記載がある平成元年 4 月から 3 年 9 月までの保険料が夫婦同日に納付されていることから、申立人夫婦が保険料を一緒に納付していたことはいかかであるものの、申立人及びその妻の申立期間②の国民年金保険料は未納となっており、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせるものとはなっていない。

なお、A村の国民年金収納記録カード、B市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金被保険者記録票では、申立人夫婦の申立期間②に係る保険料納付記録は確認できない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年度のうちの1か月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から46年3月まで
昭和47年ころ、A市の職員が来宅して、今なら未納分の国民年金保険料を一括納付することができるので国民年金に加入しないかという話をされたので、夫に相談した。夫から、すぐに加入して未納分の保険料を納めるように指示を受けたので、A市役所で夫婦二人分の加入手続をした。さかのぼった保険料は、当時夫がBの仕事をしており、いろいろの支払のため5万円から10万円くらいのお金は手元に用意してあったので、そこから夫婦二人分を一緒に納付した。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入勧奨とともに、過去の未納分の国民年金保険料を一括納付できると市の職員から説明されたところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年6月ころには第1回特例納付が実施されており、申立期間について、申立人は記録上強制加入被保険者として取り扱われていることから、申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人がさかのぼって納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を昭和47年6月に特例納付及び過年度納付した場合の夫婦二人分の納付金額とおおむね一致しており、申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の所持している領収証書により、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、夫婦二人分の国民年金の加入手続時に過去の未納分の保険料をさかのぼって納付したい旨を窓口で伝えたとする申述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月

私は、ねんきん特別便で国民年金保険料の記録に 1 か月間の未納期間があることが分かった。保険料は、3 か月ごとの納付書により納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、国民年金の加入期間約 33 年のうち、短期間である申立期間の 1 か月分のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格について、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳では昭和 47 年 2 月 4 日に強制加入被保険者資格を取得したこととなっているところ、オンライン記録により 60 年 11 月 26 日に 47 年 2 月 4 日を任意加入被保険者に種別変更を行っていることが確認できるが、当時申立人は結婚前であり、任意加入する理由が見当たらないなど、行政機関側の記録管理に齟齬が見られる。

さらに、申立人は、結婚直後に住民票の移動届出と同時に国民年金の住所移動手続をし、3 か月分の国民年金保険料を納付する納付書により保険料を納付したと主張しているところ、A 区では、申立期間当時の納付書について、3 か月ごとに保険料を納付する納付書で 4 半期ごとに被保険者に送付していたとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

厚生年金保険適用の会社を辞めた後、すぐに自分で A 市役所に行き国民年金の加入手続をした。自分が加入してからは、家から自転車で 5 分から 15 分程度の信用金庫で夫と二人分の保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間前後は現年度納付済みであり、申立人の納付意識の高さを考えると、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間後の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が同年 7 月に過年度納付されていることが特殊台帳により確認でき、この時点で申立期間も過年度納付が可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

平成6年4月に就職のためA市へ転居した。それから2年は過ぎなかったころと思うが、B社会保険事務所（当時）から、6年1月分から同年3月分までの納付書と督促状が届いた。すぐに、母に確認すると、母は、C市役所で加入手続を行い、保険料は口座引き落としにしたとのことであった。そこで、C市役所に照会し、納付済みとの回答を得たので、B社会保険事務所にその旨を伝え、後日、B社会保険事務所から納付済みを確認したとの電話をもらった。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の払出状況から、平成6年3月に払い出されたと推認でき、申立人の母が加入手続をしておきながら、3か月という短期間の申立期間を納付しなかったとする特段の事情も認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続と保険料を納付したとする申立人の母は、昭和59年4月に任意加入して以降、平成19年*月の60歳到達まで未納期間は無の上、当時同居していた申立人の兄は、20歳から国民年金保険料の納付を開始して、現在まで未納は無。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月まで

20 歳になったころはA地のB店に住み込みで働いていた。昭和 59 年 4 月か同年 5 月ころC市の実家に帰った際、母から「市役所から年金の督促状が来ているので手続をした方が良い。」と言われ、C市役所へ行って一度では納付できなかったのが未納分と現年度分のそれぞれ1か月ずつを合わせて納付する手続をした。

毎月2か月分の1万円余りを銀行で納付し続けたが、少ない給料からの納付は大変だったことを記憶している。20 歳からの未納分は納付し終わったと信じていたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 59 年 4 月から現在まで未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、C市役所における加入手続の状況や過年度保険料の納付状況を具体的に申述している上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は申立期間当時の納付に必要な保険料額とおおむね一致しており、その主張に信憑性がうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号払出状況から昭和 59 年 9 月ころに払い出されたと推認され、その時点では申立期間の国民年金保険料を分割納付することは可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から41年3月まで

中学を出てからA地のB店に住み込みで働いていた。20歳になった昭和40年*月ころ、店の奥さんが20歳になったお祝いとして私の国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料も私が結婚するまで店主夫婦の分と一緒に集金に来ていたC区の職員に支払い、印紙を年金手帳に貼ってもらったのを覚えている。

20歳なってからの6か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の店主夫人が昭和40年*月ころ国民年金の加入手続きをしてくれ、申立期間の保険料もC区役所の徴収員に納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号払出状況から40年10月ころに払い出されていることが推認でき、C区では職員による国民年金保険料の徴収が行われていたとしていることから、申立人の申述には信憑性がうかがえる。

また、当該店主夫人は申立人の国民年金の加入手続きをし、保険料も納付したと証言している上、店主夫人が納付したとする国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立期間の国民年金保険料については納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年9月まで

申立期間の国民年金については、当時、住み込みで働いていたA店の事業主が納付してくれたはずである。証拠書類として「給料支払明細書」もあるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金については、当時、住み込みで働いていたA店の事業主が保険料を納付してくれたはずであるとしているところ、申立人から、申立期間内において当該A店が交付した「給料支払明細書（昭和49年4月分から50年2月分）」の写しが提出され、その「給料支払明細書」には「厚生年金保険料」の名目で控除されているのが確認できるが、当該A店は、厚生年金保険適用事業所ではなく、また、その金額は当時の国民年金保険料額とも一致していることから、当該「厚生年金保険料」として記載されている金額は国民年金保険料と考えられ、申立てに信憑性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年2月まで
② 平成5年6月
③ 平成13年9月から14年6月まで

申立期間①について、私の母親が、20歳（平成2年*月）になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間②について、元夫が会社退職後（平成5年6月）私がA市役所（現在は、B市役所）で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、後日送付された納付書で市役所の中にある銀行で保険料を納付した。

申立期間③について、元夫が会社退職後（平成13年3月）私がC市役所（現在は、D市役所）で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、元義母が保険料を納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その元夫が会社退職後（平成5年6月）A市役所で国民年金の加入手続きを行い、市役所内にある銀行で保険料を納付したとしているところ、1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は20歳になったころその母が国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は、加入手続き及び保険

料納付についての記憶は曖昧^{あいまい}で、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成5年3月ころ払い出されたと推認されることから、払出時点からすると、申立期間①のうち2年*月から3年1月までの期間は時効により納付できない期間であり、3年2月まではさかのぼって納付する期間であるが、前述のように保険料の納付状況は不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、その元夫が会社退職後、C市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立人の元義母が国民年金保険料を納付してくれたと申し立てているが、保険料納付を行ったとする元義母からは事情を聴取できないため、納付状況等が不明である上、申立期間③は元夫も未納である。

また、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間③において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の平成3年12月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から7年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から7年6月まで

社会保険事務所(当時)の厚生年金保険加入記録を見て、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が間違っていることを知った。平成3年から退職した7年6月まで標準報酬月額が一律16万円になっている。3年11月の標準報酬月額は41万円であり、引き下げられた以降も給料は上がっており、社会保険料も同額又は増額して給与から天引きされていた。標準報酬月額を引き下げる前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人の申立期間のうち平成3年12月1日から5年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する41万円と記録されていたところ、5年3月29日付けで、3年12月にさかのぼって16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の取締役を含む同僚8人も申立人と同様にさかのぼって減額訂正されていると供述しており、オンライン記録でも確認できる。

このような遡^{そきゅう}及訂正処理について、当該事業所の代表取締役は「社会保険事務は経理担当者に任せていたので分からない。」とし、厚生年金保険料の滞納についても「あったと思うがどれくらいかは分からない。」と回答しているところ、同僚からは「当時、保険料の滞納が約3,000万円あった。」との供述が得られた。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものは考え難く、申立人について3年12月1日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間に係る標準報酬月額について、上記遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（5年10月1日）において、16万円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間についても標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額^{そきゅう}のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した源泉徴収票（平成5年及び6年分）の社会保険料等の金額を基に保険料控除額に見合う標準報酬月額を検証したところ、i）5年分については、社会保険料等の金額が57万7,019円と記載されているところ、標準報酬月額を41万円と推定して試算した場合の社会保険料等の金額は58万100円、ii）6年分については、同様に58万1,733円の記載金額に対し、試算金額58万2,200円となり、

極めて近い金額であることから、5年10月から6年12月までの期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、41万円と認められる。

また、平成5年10月から6年12月までの期間に係る報酬月額について、申立人が提出した源泉徴収票により、平成5年分支払金額523万1,000円から5年分賞与支給相当額を控除し12等分した額は41万6,604円、同様に6年分(507万4,234円)については42万2,853円と算出されることから、5年10月から6年12月までの期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円と認められる。

さらに、平成7年1月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人名義の普通預金通帳に記載された毎月の給与振込額は、41万円に見合う標準報酬月額が控除されていたと認められる6年の給与振込額とほぼ同額となっているとともに、i) 当該振り込み金額に見合う当時の扶養親族等の数を基にした源泉徴収税額表(月掛表)の源泉徴収税額、ii) 上記の推定標準報酬月額(41万円)に見合う社会保険控除額、iii) 申立人から提出された平成6年度の市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書に記載された月割額を加えた金額から判断すると、当該期間についても、標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたと認められるとともに、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、7年1月は44万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は44万円と認められる。

以上のことから、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成5年10月から7年6月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票等から支給されていたと認められる報酬月額又は同控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成5年12月から6年7月までは9万8,000円であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月から7年10月までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年6月1日まで
② 平成5年10月1日から6年8月31日まで
③ 平成6年8月31日から7年11月1日まで

昭和60年1月18日から平成12年8月31日まで株式会社Bのグループ会社に継続して勤務し、30万円以上の月給を得ていたが、株式会社Bでの申立期間①の年金記録が無い。

また、株式会社Aでの申立期間②の標準報酬月額が低すぎ、申立期間③の年金記録が無い。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年7月までの期間は9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年4月30日の後の8年1月5日付けで、5年12月から6年7月までの期間について、8万円に減額訂正さ

れていることが確認できる。また、申立人と同様に、36人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②のうち5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、株式会社Aにおける各月の給与額が30万円以上であったとしており、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述が得られず、申立期間②当時の元事業主は、「申立人の申立てどおりの保険料を控除し納付したかは不明。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人は、平成6年8月31日から7年10月31日まで、引き続き株式会社Aに勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間③に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日の後の8年1月5日付けで、さかのぼって6年10月1日及び7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録されているとともに、同日付けで5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に減額訂正されている。

さらに、申立期間③当時の株式会社Aの元事業主は、「当時、業績不振で資金繰りが非常に厳しく、社会保険事務所の滞納保険料の督促に対して、従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した。」と供述している。

加えて、申立人と同様に株式会社Aで平成6年8月31日に資格喪失し、7年11月1日に株式会社Cで資格を取得している同僚は、当該期

間の保険料控除を示す給与明細書を所持していたこと等から、D地方第三者委員会に年金記録の訂正を求めて申立てをしたところ、あっせんされている。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び申立期間③に係る標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由はなく、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人と同様に異動した上記同僚の供述及び当該同僚の次の事業所での被保険者資格取得日から、平成7年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、平成6年8月から7年10月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は、平成4年2月28日から同年5月31日まで、引き続き株式会社Bに勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間①に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、平成4年2月28日に申立人を含む厚生年金保険被保険者36人が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述を得られず、申立人の被保険者資格喪失届は同年3月7日に処理されており、不自然さは認められない。

また、当時の事業主からは回答を得られなかった上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日及び同社C支店（現在は、D本社）の資格取得日に係る記録を昭和41年7月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間②については、株式会社AのE支店の資格取得日に係る記録を昭和44年6月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和44年6月26日から同年7月1日まで

昭和33年4月21日に株式会社Aに入社以来、各地を転勤するも正社員として同社で継続して勤務し、平成10年9月10日に退職した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された永年勤続者表彰に伴う表彰状（写し）3枚及び株式会社Aから提出された在籍証明書に記載された異動履歴から判断すると、申立人が同社に入社以来、正社員として継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社C支店から同社B工場へ異動。同年7月11日に、同社B工場から同社C支店に異動し、44年6月26日に、同社B工場から同社E支店に異動。47年6月1日に同社E支店から同社D本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、各申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は、申立人の株式会社AのD本社における昭和41年8月に係るオンライン記録から3万6,000円、申立期間②は、株式会社AのE支店における44年7月に係るオンライン記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないので不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、事業主が、申立期間①は、申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を、申立期間②は、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額に係る記録を15万円、同年10月の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年6月1日であることが認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。
- 3 申立期間③について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間③のうち平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。
- 4 申立人は、申立期間③のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが妥当である。
なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで

③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社にC職として勤務していた申立期間①の標準報酬月額が引き下げられているが、給与明細書には、引き下げられる前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

また、申立期間②及びA株式会社と実態は同一企業であるB株式会社にD職として勤務していた申立期間③が被保険者ではないことになっているので、被保険者期間の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年6月8日に行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できる。また、申立人の標準報酬月額も、同年8月26日に3年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年8月及び同年9月が15万円から10万4,000円に、同年10月が17万円から10万4,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかし、このように遡及^{そきゅう}して資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は15万円、同年10月を17万円に訂正することが必要と認められ、同年11月から4年5月までは17万円とすることが妥当である。

2 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年7月31日と記録されているが、当該処理は、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後

の同年 10 月 28 日に同年 10 月の定時決定の記録を取り消した上で、
遡^{そきゅう}及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理が行わ
れていることが確認できる。

しかし、このように遡^{そきゅう}及して資格の喪失の処理を社会保険事務所が行
う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失の処理に係る記録は有
効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡^{そきゅう}及処理が行わ
れた平成 4 年 10 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間③のうち平成 4 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る
標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、17
万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成 4 年 10 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期
間については、雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書により、
申立人が B 株式会社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③のうち平成 4 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額
については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年 10 月の定時
決定の記録から、17 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成 4 年 7 月 31 日
に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は申立期間③を
含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれ
ば、当該事業所は、申立期間③当時、法人の事業所であったことが確認
できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満
たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成 4 年 10 月及び同年 11 月の保険料を
納付する義務を履行したか否かについては、B 株式会社が厚生年金保険
の適用事業所ではなくなる処理を当初、同年 10 月 28 日に行っているこ
とから、社会保険事務所は申立人における当該期間に係る保険料の納入
告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案4185（事案519の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月26日から40年10月11日まで
② 昭和40年11月22日から44年9月1日まで
③ 昭和44年9月1日から同年12月21日まで
④ 昭和45年2月23日から46年2月28日まで
⑤ 昭和46年6月1日から50年4月29日まで

社会保険庁（当時）の記録では、自分が10年以上加入していた厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていたが、自分は会社を転職するたび、社会保険や給与の担当者から、「脱退手当金は受け取らない方がいい。」という話を聞いていたため、厚生年金保険料を納付した期間は決して一時金で受け取らないように心がけていた。最後の会社を辞めた時には、厚生年金保険が国民年金と合算されることも知っていたので、退職後、すぐに国民年金の加入手続もした。自分は脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和50年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月26日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、株式会社A社で給与及び社会保険を担当していた同僚が、「会社が脱退手当金の代理請求をすることは無く、退職した当時、申立人は通算年金制度を知っていた。」との新たな供述が得られたこと、同社における厚生年金保険被保険者記録がある18人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いこと、被保険者台帳管理簿に記載された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録により、申立人の記号番号が昭和50年5月7日又は同年5月8日に払い出され、同年7月22日の脱退手当金支給決定日には既に国民年金に加入していたこと、及びその後の任意加入期間も含め、60歳まで国民年金保険料をすべて納付していること等を踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日、資格喪失日に係る記録を50年4月8日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を46年12月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9月までは6万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年3月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月23日から50年4月8日まで
有限会社Aには昭和44年10月から50年4月まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は46年12月ころ、B区からC市に移転しているが、継続して同社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立期間においても有限会社Aの移転前後における業務内容及び勤務形態に変更なく、同社で継続して勤務していたことが認められるとともに、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持している同僚と雇用形態、業務内容などの勤務実態が同じであったことが推認されることから、申立人は、当該同僚と同程度の給与の支給を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書に

おける保険料控除額から、昭和 46 年 12 月から 47 年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 49 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月から 50 年 3 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、有限会社 A は、B 区から C 市への移転に伴い、昭和 46 年 12 月 23 日に適用事業所ではなくなり、C 市において 50 年 6 月 4 日から再び適用事業所になっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、有限会社 A は適用事業所ではなくなった後も引き続き昭和 50 年 4 月まで D 組合に加入しており、また、雇用保険の被保険者資格記録によると、申立期間中に申立人を含む少なくとも 10 人が雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、確認できる関連資料が無く、当時の代表取締役も生存が不明であるが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年7月については34万円、同年8月については36万円、同年9月については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年9月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成元年4月から同年9月までの標準報酬月額がそれまでの36万円から32万円と低くなっていると言われた。

保管している給与明細書によれば、平成元年4月から同年9月までの厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額36万円の保険料額である2万2,320円となっていることから、納得できないので調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が保管する給与明細書における給与支給額及び保険料控除額から、申立期間のうち、

平成元年7月については34万円、同年8月については36万円、同年9月については34万円に訂正することが妥当である。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者記録の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成2年10月から3年3月までの期間を44万円に、同年4月から同年9月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年9月まで

ねんきん定期便が送付されたので記録を確認したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額（オンライン記録）が、実際の給与明細書の保険料控除額に見合う報酬月額と大幅に相違しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書並びに事業主から提出された平成2年、3年の給与辞令及び「社会保険被保険者台帳」から、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は47万円、給与支給額に見合う標準報酬月額は、2年10月から3年3月までの期間は44万円、同年4月から同年9月までの期間は47万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していると認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成2年10月から3年3月までの期間は44万円、同年4月から同年9月までの期間は47万

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aにおける資格喪失日が平成2年12月31日である旨の回答を受けたが、退職したのは同年12月31日付けなので、資格喪失日は3年1月1日となるはずである。会社が誤ったものと思われるので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった申立人の退職願には、自筆で平成2年12月31日をもって退職したい旨が記載されており、社員名簿にも「退職平成2.12.31」と記載されていることから、申立人は、2年12月31日まで勤務していたことが認められる。

また、保険料控除について、事業主は、当時の資料は残っていないことから不明とするものの、退職願及び社員名簿の退職日の記載から、申立期間の保険料控除はしていたはずであるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年11月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したことは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年4月10日まで
国（厚生労働省）からの連絡により、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成9年4月から10年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、同年4月10日付けで59万円から9万8,000円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける平成9年4月から10年3月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月10日付けで、遡及して標準報酬月額を9万8,000円に訂正されており、複数の同僚についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、59万円の標準報酬月額に相応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、申立人は当該事業所において取締役であることが確認できるが、複数の元同僚が「申立人は現場一筋で社会保険の手続などに携わっていなかった」旨の供述をしていることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年6月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA株式会社B支社における資格取得日を昭和35年5月15日、資格喪失日を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月15日から同年12月1日まで

昭和34年4月1日にA株式会社に入社し、35年5月に同社C工場から同社D工場に異動する辞令を受けた。申立期間は同工場が本格的に稼働する前の準備期間で、同社E工場に勤務しながら、同工場で研修を受けていたが、入社してから平成9年に退社するまで、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が無いことには納得がいかないため、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及び株式会社Fから提出された人事記録により申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成22年6月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、A株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し

ている者の未統合の申立期間を含む被保険者記録が確認でき、当該被保険者の厚生年金保険手帳記号番号が申立人の基礎年金番号と同一であることが判明したことから、この記録が申立人本人の記録であると認められる。

また、当該未統合記録によると、申立人は、A株式会社B支社において、昭和35年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年8月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

一方、A株式会社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同工場において、昭和35年12月1日に資格を取得し、39年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、昭和35年12月1日にA株式会社D工場に資格を取得している同僚で、同工場の前に同社におけるほかの事業所での被保険者記録がある19人のうち、申立人ともう一人を除く17人が、同工場に資格を取得する直前に同社B支社に資格を取得していることが確認でき、いずれも被保険者記録に空白は無い上、回答を得ることができた複数の同僚は、新たに同社D工場に勤務をする者は同工場に赴任する前に、各地にあった工場に数か月間の研修があったとしており、研修期間を含め、同社D工場が本格稼働するまでの期間に同社B支社に勤務したことは無かったと供述していることから、同社において、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所となる35年12月1日以前の期間については、便宜上、同社B支社に資格を取得させる取扱いをしていたことが推認できる。

加えて、申立人は、当該未統合記録について、昭和35年12月にはA株式会社D工場において勤務を開始しており、同月以降に同社B支社において厚生年金保険被保険者記録が存在するのは誤りであると供述しているところ、複数の同僚が、同工場が本格的に稼働した同年12月には、申立人を含め、当初の基幹社員が同工場に勤務を開始したと供述していることから、申立人が、同年12月には同工場に勤務していたことが推認できる。

以上のことから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日は昭和35年12月1日であると認めるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和35年5月15日にA株式会社B支社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年12月1日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から、昭和35年5月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成7年6月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人は、申立期間④のうち平成15年11月から16年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月5日から同年7月1日まで
② 平成7年7月1日から同年12月31日まで

③ 平成7年12月31日から8年1月1日まで

④ 平成15年10月12日から16年4月1日まで

申立期間①から③までについて、社会保険庁（当時）の記録では、平成7年6月及び同年12月の厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

また、平成7年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額が下げられている。給与明細書にもあるように、同年6月から同年12月までの給与は50万円であり、当該額に相当する厚生年金保険料も控除されている。同年6月及び同年12月について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同年7月から同年11月までの間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

申立期間④について、社会保険庁の記録では、平成15年10月から16年3月までの期間の標準報酬月額が下げられている。給与明細書にもあるように当該期間の報酬月額は50万円であったので、給与の額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の記録により、申立人がA株式会社（以下「B社」という。）に平成7年6月5日から勤務していたことが認められるとともに、同社における厚生年金保険料の控除については、給与支払明細書により翌月控除と認められるところ、申立人が所持している同年7月の給与支払明細書により、同年6月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について入社日の記憶は無く、納付に関する当時の資料も無いため、不明としているほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人の給与支払明細書から、申立人は、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間②の標準報酬月額は申立人が主張する50万円と記録されていたが、当該事業所が厚

生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月31日の後の8年2月6日に、7年7月1日までさかのぼって標準報酬月額が41万円に引き下げられているのが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

- 3 申立人の雇用保険の記録により、申立人が申立期間③において、B社に勤務していたことが認められるとともに、前記1と同じく同社における厚生年金保険料の控除については翌月控除と認められるところ、申立人が所持している平成8年1月の給与支払明細書により、7年12月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は平成7年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間③を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間③においても法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持していた株式会社Cの給与支払明細書から、申立人は、平成15年11月から16年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は平成15年10月29日に社会保険事務所の確認を受けた健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を提出して申立人の標準報酬月額を44万円として届け出たことを認めていることから、事業主が44万円を標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち平成15年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（3万1,913円）に見合う標準報酬月額（47万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（44万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（26万8,820円）に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録（44万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（98万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を98万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 14 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 7 月 16 日
④ 平成 16 年 12 月 22 日

社会保険庁（当時）の記録によれば、株式会社Aにおいて平成15年7月及び同年12月と16年7月及び同年12月の賞与の届出に基づく記録が無いが、保管している各申立期間に係る賞与の明細書からは保険料が控除されている。賞与の明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年7月14日、同年12月15日、16年7月16日及び同年12月22日に支給された賞与の明細書により、申立人は、各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、当該申立期間に係る当該賞与の明細書における保険料控除額から、いずれも98万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る各申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と申立期間も含め同じ職場で勤務しており、申立人と同様に賞与が支払わ

れていたとしている同僚二人のオンライン記録を確認したところ、いずれも賞与の届出に基づく記録が無いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで

A社に平成 16 年 4 月 1 日に入社してから同年 8 月まで標準報酬月額は 22 万円だったが、同年 9 月から 15 万円に下がっている。給料が下げられたということではなく、全く普通に処遇されていたので、標準報酬月額が下げられているのはおかしい。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 15 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 15 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

ねんきん定期便の記録によれば、株式会社Aから平成19年12月7日に支給された賞与の記録が無いが、賞与明細書によると厚生年金保険料が控除されている。調査の上、申立期間について賞与の記録を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の賞与明細書（平成19年12月分）及び事業主から提出された19年賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与として41万円が支給されているが、厚生年金保険料の控除額は標準賞与額40万1,000円に相当する3万16円であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与の賞与明細書及び平成19年賃金台帳における保険料控除額から、40万

1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成4年4月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年4月ころまで

昭和57年11月に株式会社Aに入社し、その後平成元年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、7年6月まで継続して勤務していたが、年金記録では申立期間に係る記録が空白となっており、当時の給与明細書で確認したところ、3年12月から4年3月まで厚生年金保険料を給与から控除されていたことが分かったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る株式会社Aの給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成3年12月31日とされているところ、当該喪失処理は同日より後の4年4月6日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る株式会社A発行の給与明細書により、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在籍し、平成4年3月まで厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なもの

とは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた平成4年4月6日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成3年11月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 23 万 5,000 円、申立期間②は 35 万 6,000 円、申立期間③は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年2月1日

ねんきん定期便には、A社B院で勤務していた時の3回分の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間①については、平成18年12月10日支給予定の冬期賞与の支払が遅延し、翌年の19年2月1日に支払われた。口座に19万8,202円が振り込まれたが賞与明細はもらえなかった。申立期間②については、19年12月10日支給予定の冬期賞与は通常どおり支給されたのに、ねんきん定期便の標準賞与が空欄になっているが、賞与明細書で保険料控除が確認できる。申立期間③については、同年6月10日支給予定の夏期賞与の支払が遅延し、翌年の20年2月1日ころに21万725円が現金支給された。レシートのような明細書をももらったが、これに保険料控除が記載されている。申立期間①及び③の賞与については、何度も支払うように求めたがなかなか実行されなかった。申立期間について、調査の上、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の給与振込口座の普通預金通帳によると、

平成 19 年 2 月 1 日付けで「C」の印字と 19 万 8,202 円の振込みが確認できる。

また、申立人は、平成 18 年 12 月の冬期賞与は遅延し、19 年 2 月 1 日に振り込まれたと供述しているところ、申立人と同じ D 部において E 業務を行っていた同僚 3 人も同様に遅延して支給されたことを供述している。

さらに、複数の同僚の賞与支給記録及び申立人の賞与明細書等により、A 社における平成 18 年夏期賞与から 21 年夏期賞与までの継続した賞与支給と事業主による継続した賞与からの保険料控除が確認できることから、この遅延して 19 年 2 月 1 日に支給された 18 年冬期分賞与についても事業主により厚生年金保険料が控除されていたと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準賞与の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①に係る標準賞与額は、申立人の普通預金通帳における賞与振込額並びに同僚の標準賞与額及び賞与明細書等から、23 万 5,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された平成 19 年 12 月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、35 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された A 社 F 部からの平成 19 年夏期賞与支給に係る控除内訳書により、申立人は、申立期間③において、その主張する標準賞与額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 4 なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断

せざるを得ない。

また、政府の当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 23 万 5,000 円、申立期間②は 35 万 6,000 円、申立期間③は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年2月1日

送られてきたねんきん定期便には、A社で勤務していた期間のうち、平成18年冬期分賞与、19年夏期分賞与、同年冬期分賞与の記録が無いが、賞与から保険料を控除されているのに、会社からの賞与支払の届出が未提出となっており、厚生年金記録に反映されていないので、申立期間について、調査の上、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の給与振込口座の普通預金通帳によると、平成19年2月1日付けで「B」の印字と19万8,202円の振込みが確認できる。

また、申立人は、平成18年12月の冬期賞与は遅延し、19年2月1日に振り込まれたと供述しているところ、申立人と同じC部においてD業務を行っていた同僚3人も同様に遅延して支給されたことを供述している。

さらに、複数の同僚の賞与支給記録及び申立人の賞与明細書等により、

A社における平成18年夏期賞与から21年夏期賞与までの継続した賞与支給と事業主による継続した賞与からの保険料控除が確認できることから、この遅延して19年2月1日に支給された18年冬期分賞与についても事業主により厚生年金保険料が控除されていたと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準賞与の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①に係る標準賞与額は、申立人の普通預金通帳における賞与振込額並びに同僚の標準賞与額及び賞与明細書等から、23万5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された平成19年12月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、35万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人から提出されたA社E部からの平成19年夏期賞与支給に係る控除内訳書により、申立人は、申立期間③において、その主張する標準賞与額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 4 なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は14万1,000円、申立期間③は12万6,000円、申立期間④及び⑤は14万5,000円、申立期間⑥及び⑦は14万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月25日
④ 平成18年3月14日
⑤ 平成18年8月31日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年8月25日

A株式会社から、平成16年7月10日、同年12月10日、17年8月25日、18年3月14日、同年8月31日、同年12月20日及び19年8月25日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期

間①に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、14万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月20日に16年12月10日支払分の賞与と合算して申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された給与支給明細書により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は14万1,000円、17年8月25日は12万6,000円、18年3月14日及び同年8月31日は14万5,000円、同年12月20日及び19年8月25日は14万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に賞与支払届を提出している上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から59年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が20歳（昭和45年*月）になった時に当時居住していたA区役所から国民年金手帳をもらい、月額400円から600円くらいの保険料を郵便局か銀行で納付し、52年10月に結婚した後もこつこつと納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が20歳になった時に当時居住していたA区役所から国民年金手帳をもらい、月額400円から600円くらいの保険料を郵便局か銀行で納付し、昭和52年10月に結婚した後もこつこつと納付してきたと主張している。しかしながら、B市の改正原附票によれば、申立人の申立期間中の住所地はA区、B市及びC市にまたがるところ、申立人は、国民年金の住所変更手続や保険料の納付場所及び納付方法等に関する記憶が明確ではなく、3つの異なる市区で170か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間中である52年10月に結婚したその夫は国民年金にも被用者年金各制度にも加入していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年3月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、45年2月から57年12月までは時効により納付できない期間であり、引き続く58年1月から59年3月まではさかのぼって納付することが必要な期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡

も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月及び3年1月

会社を退職後の平成5年8月ころ、国民年金への加入手続をするためA市役所に行ったところ、市の職員から過去2か月分の国民年金保険料が未納であるが、今から5年さかのぼって国民年金保険料を納付できるので未納である期間をすべて納付できると言われ、未納分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ころ、A市の職員から5年さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたため、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、A市では、5年当時に限らず、2年の時効を超えた未納期間の保険料が納付できるという説明は、特例納付を除いてしたことがなく、慣習もないとしている。

また、申立人は、平成5年8月ころに国民年金への加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申述のとおり5年8月から同年9月までの間ころに払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年9月までの期間及び平成9年11月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から54年9月まで
② 平成9年11月から10年3月まで

申立期間①については、昭和50年3月に結婚して会社を退職した後、A区役所から国民年金に加入するように通知が来た。その後、A区役所の職員が自宅に来て国民年金に加入するように言われたので国民年金に加入し、保険料を納付した。

申立期間②については、当時夫が会社を辞めた時期で家計も大変な時期であったため、国民年金保険料を滞納していた。その後、納めた時期は覚えていないが、今まで滞納していた夫婦二人分の保険料をまとめて夫がB郵便局で納めた。

申立期間①については、国民年金に未加入となっていることに、申立期間②については、夫の同期間の保険料が納付済みの記録となっているのに、私の納付記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和50年3月に会社を退職後、A区役所の職員が自宅に来て国民年金に加入するように言われたので国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人は、保険料額を記憶していないなど、保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①はその夫の被扶養配偶者となっており、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和54年10月23日に任意加入と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54年10月こ

る払い出されていることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、滞納していた申立期間②の夫婦二人分の国民年金保険料を夫が一括納付したとしているが、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年4月までの期間及び19年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成19年3月の国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月から同年 4 月まで
② 平成 19 年 2 月
③ 平成 19 年 3 月

申立期間①について、A県から引っ越してきて、国民年金の加入手続は、私がB市役所のC出張所で行い、国民年金の保険料納付は妻がしていた。必ず夫婦二人分の保険料を一緒に払っていたのに、私の分だけが未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、妻が、B市役所のC出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料納付もしていたのに、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

申立期間③について、妻が国民年金の保険料納付をしており、保険料を二重で納付していると思う。保険料を二重で納付したのに還付を受けていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、その妻が保険料納付していたとしており、必ず夫婦二人分の保険料を一緒に払っていたとしているが、申立人及び申立人の妻から申立期間①に係る具体的な納付状況について申述及び証言を得ることができないことから、申立期間①当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の未加入者を対象に発行される未加入期間国民年金適用勧奨が平成11年8月24日にD社会保険事務所（当時）において作成さ

れていることから、その時点において国民年金の加入手続をしていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①は平成13年10月12日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、申立人の妻が自身の保険料を納付した10年6月及び同年8月の時点では、申立期間①は未加入期間であったことから制度上保険料を納付することはできず、国民年金被保険者資格の得喪記録が追加された13年10月12日の時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い保険料納付も妻がしたとしているが、申立人の妻から申立期間②に係る具体的な納付状況について証言を得ることができないことから、申立期間②当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

3 申立期間③について、申立人は、その妻が国民年金保険料の納付をしており、保険料を二重で納付したとしている。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間③の平成19年3月の国民年金保険料は時効間際の21年4月9日に納付されているところ、これについて申立人は社会保険事務所（当時）に言われて妻が払ったとしているが、社会保険事務所が既に納付済みである期間の納付勧奨をするのは不自然であり、19年3月の国民年金保険料は納付される21年4月9日までは未納であったと考えられる。

4 申立期間①、②及び③について、国民年金の事務処理は昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、申立期間①、②及び③において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立期間①、②及び③について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付（又は重複納付）したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成6年12月まで
私は、20歳になった昭和62年*月に、国民の義務と考え、A市役所で国民年金への加入手続を行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和62年*月に国民の義務と考え、A市役所で国民年金への加入手続を行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していたとしているが、84か月と長期間にわたる申立期間における保険料の納付時期、保険料額及び納付場所等についての具体的な申述がみられないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 2 月まで
短大卒業（昭和 59 年 3 月）後は、音楽の勉強をしながらアルバイトをしていた。申立期間については、母が 59 年 1 月に A 市役所 B 出張所で国民年金への加入手続きを行い、納付書により毎月、保険料を納付していた。私も時々納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母親が昭和 59 年 1 月に A 市役所 B 出張所で国民年金への加入手続きを行い、納付書により毎月、保険料を納付していたとし、申立人も時々納付していたとしている。しかしながら、申立人が所持している年金手帳には国民年金被保険者の資格取得日は平成 2 年 3 月 1 日と記載されており、また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から推定できる国民年金への加入時期も、2 年 3 月ころであり、国民年金被保険者の資格取得日以前の期間である申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年7月まで
結婚した昭和42年10月に夫に勧められて私がA市役所（現在は、B市役所）C支所で国民年金への任意加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚した昭和42年10月にその夫に勧められてA市役所C支所で国民年金への任意加入手続を行い、保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳には国民年金被保険者の資格取得日は47年8月1日と記載されており、また、申立人の国民年金手帳記号番号は47年7月25日にD市から払い出されており、国民年金被保険者の資格取得日以前の期間である申立期間は、その夫の被扶養配偶者であり、任意加入対象者である申立人にとって国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の保険料と併せて、A村役場又はB町役場（現在は、C市）から送付された納付書に現金を添えて、銀行の窓口で納付したと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料を併せて納付したと主張しているが、オンライン記録によると、納付時期の記載がある平成元年4月から3年9月までの保険料が夫婦同日に納付されていることから、申立人夫婦が保険料を一緒に納付していたこととはうかがえるものの、申立人及びその夫の申立期間の国民年金保険料は未納となっており、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせるものとはなっていない。

なお、A村の国民年金収納記録カード、C市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金被保険者記録票では、申立人夫婦の申立期間に係る保険料納付記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から41年3月まで
② 昭和41年7月

申立期間は国民年金に加入しており、納付書に現金を添えて、A区役所の出張所及び郵便局の窓口で国民年金保険料を納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付書に現金を添えて、A区役所の出張所及び郵便局の窓口で納付したと思うとしているが、同区役所では、当時の納付方法は印紙検認方式であったことから、納付書により現年度の国民年金保険料を納付することはできなかったとしており、保険料の納付場所についても、同区役所の出張所では現年度の国民年金保険料を納付できたものの、郵便局では納付できなかったとしている。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、さかのぼって納付したことはないと思うとしているが、B社会保険事務所（当時）では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和40年11月から同年12月ころまでと思われるとしており、同払出時期から判断すると、申立期間①の一部期間は過年度納付で納付する期間となる上、日本年金機構C事務センターでは、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したが、申立人について当該国民年金手帳記号番号以外の番号は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立

期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年7月まで
ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることを知った。前職を退職した後、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続をし、保険料は毎月国民健康保険や住民税等と一緒に納付書により金融機関で納付した。国民年金は国民の義務として保険料を納付しなくてはいけないものと思っており、申立期間の保険料は必ず納付していたはずである。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職を退職した後、国民年金の加入手続をし、保険料は毎月国民健康保険や住民税等と一緒に納付書により金融機関で納付したとしているが、申立人は、加入手続の時期や保険料納付についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情を得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月ころにA市で払い出されており、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は学生で、国民年金保険料の免除申請をする人がいることも知っていたが、将来の年金額が多い方が良いと親から説明され、国民年金に加入した。収入が無かったので両親に加入手続と保険料の納付をしてもらった。今ある年金手帳には初めて被保険者となった日が平成3年4月1日となっているが、私が20歳のとき学生は任意加入で、3年から義務化されたので年金手帳が新しくされたのだと思っている。

申立期間が未加入期間になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は、加入手続及び保険料の納付については具体的なことは覚えていないとしており、申立人の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出され、申立人は、強制被保険者資格を同年4月1日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人の加入手続をした母は、交付された年金手帳は1冊であったと記憶しているとしており、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から52年3月まで

平成7年に母が亡くなったときに私の年金手帳が見つかった。

そこで、私は、国民年金の加入記録や保険料納付についてA町役場やB社会保険事務所(当時)に問い合わせたが、加入記録や納付実績については確認できなかったとの返事だった。

年金手帳が手元にあるからには、母が加入手続をしたことに間違いはなく、母の性格から保険料は一括納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をしておらず、その母が加入手続及び保険料納付をしていたとしているが、その母は既に他界しているため加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、年金手帳を所持しているので国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は申立期間当時学生であり、国民年金は任意加入の期間であったこと、A町では昭和50年当時、20歳到達者に対して国民年金の加入勧奨を行って、職権により国民年金に加入させ年金手帳等を郵送した後に、その者から学生であるとの申出があった場合に、納付の有無を確認した上で国民年金手帳記号番号の取消手続を行い、後日新たに別の加入者に付番する国民年金手帳記号番号として管理していたとしていること、及び国民年金手帳記号番号を取り消した者に対して年金手帳の返却を求めていたが、必ずしもすべて回収できてはいなかったこと、申立人についても、いったん国民年金手帳記号番号が払い出されたが、申立人が学生であったことが判明したので、国民年金手

帳記号番号が取り消されたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から同年 7 月までの期間、61 年 10 月から平成 2 年 8 月までの期間、4 年 4 月から 5 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 61 年 10 月から平成 2 年 8 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 2 月まで

私は、申立期間①当時は国民年金の加入手続を知らなかったので手続はしなかったが、申立期間②当時については、A社を辞めた昭和 61 年 10 月ころ会社の人から教えてもらったので保険料の免除の申請をした。申請は 1 回のみで毎年申請した覚えはない。B社を辞めた平成 3 年 5 月ころ、C市役所に出向き国民年金の手続をして、保険料が未納だった申立期間①及び免除申請した申立期間②の保険料を職員に計算してもらい、国民年金の窓口で一括して納付した。

また、申立期間③は平成 5 年 3 月から申請免除期間であるのであれば、当然申立期間③も免除の申請をしたはずであり、12 年 11 月 6 日にC市役所で 8 年 9 月から 12 年 3 月までの免除期間を追納したときに一緒にC市役所窓口で納付した。

それぞれ納付した保険料額は覚えていないが必ず納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、調査の途上で国民年金の加入手続の時期や各申立期間の保険料納付時期についての陳述を数度変更させるなど、加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月ころ払い出され、申立人は、国民年金被保険者資格を同月1日に取得していることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①当時国民年金の加入手続をした覚えは無く、平成3年5月ころさかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人が納付したとする時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない上、申立期間②は国民年金保険料の免除期間であり、同年同月ころに追納したと主張しているが、国民年金の加入手続についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、毎年度行う必要のある保険料免除の申請手続について免除の申請手続は初年度の1回のみ行ったとするなど、申立人の主張には不自然さがみられる。

3 申立期間③は、当初申立期間に含まれていなかったが、平成5年3月から6年3月までが申請免除期間となっているとの説明を受けた申立人が、申立期間③についても免除申請したはずであり、12年11月6日に8年9月から12年3月までの申請免除期間の保険料を追納したときに合わせて追納したとして、新たに申立期間に含めたものであるが、申立人が申立期間③の国民年金保険料の追納を行ったとしている12年3月の時点では申立期間は記録上未納期間であり、保険料を追納できない期間である。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで
平成10年4月に国民年金と国民健康保険の手続をA市役所（現在は、B市役所）C支所でした。すぐに納付書が送られてきたが一括納付はできなかったので、窓口へ電話相談をして分割払いの納付書を送付してもらった。分割でもやはり本年度分と前年度分の国民年金保険料を毎月払うには2万円以上かかり、国民健康保険の支払もあり大変なので、考えた結果、前年度分の国民年金、前年度分の国民健康保険、当年度の自動車税とパソコン教室の授業料として、D銀行（現在は、E銀行）の自分の口座から40万円から50万円預金を下ろし、同年5月のゴールデンウィーク明けにD銀行F支店で一括で納めた。このうち国民年金保険料は15万円くらいだったと思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月に申立期間に係る国民年金と国民健康保険の加入手続をしたとしているが、B市によると、国民健康保険の加入届は10年11月2日に提出されている上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した後は毎月保険料を納付したとしているが、オンライン記録により、申立期間直後の平成10年度の保険料を11年10月8日に過年度納付していることが確認でき、申立内容と異なる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月及び62年9月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月
② 昭和62年9月から平成元年11月まで

国民年金の加入手続は、母が行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、A町役場から納付書が送られてきたので、私が銀行に行って納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、申立人自身が納付したとしているが、その母は加入手続をした時期などに関する記憶が曖昧であり、申立人も保険料の納付額や納付場所等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年6月から同年7月ころに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの期間及び同年4月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年5月から63年3月まで
② 昭和63年4月から平成2年12月まで

私は、昭和61年5月に留学のために来日し、A区に住み、健康保険に加入した。63年3月に結婚のため同じA区内で転居し、同年5月ころ元夫のB氏の勧めで国民年金にも加入した。同年7月ころ61年5月分から63年3月分までの国民年金の納付書が届いたので、その保険料を4回に分けて1回当たり2万8,000円余りを銀行で納付し、それ以降は毎月20日ころ銀行で納付した。また、平成2年3月には、C市に転居し、保険料を納付し続けていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月ころその元夫の勧めで国民年金に加入し、申立期間①の保険料を同年7月ころから4回に分けて1回当たり2万8,000円余りを銀行で納付したと主張しているが、当該期間の国民年金保険料の合計は16万6,900円であり、これを4回に分けて納付する場合の1回当たりの保険料は4万1,725円となり、申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月5日に払い出されており、払出日からすると、申立期間①及び②のうちの元年5月以前は時効により納付できない期間であり、元年6月から2年12月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から43年3月まで
② 平成10年4月から同年6月まで

申立期間①について、私は、15歳からA県を離れ、B区で叔父が経営するC店において住み込みで勤務していた。20歳になったころ、叔父が国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料も同C店に集金に来ていたD銀行E支店の行員に叔父がその家族の保険料と一緒に3か月ごとに渡し納付してくれていた。

申立期間②について、私がF店を平成10年4月に退職し、その後すぐに夫婦二人でG市役所（現在は、H市役所）において国民健康保険と国民年金の加入手続きをした。当時同市役所の国民健康保険と国民年金は隣り合わせの窓口で、国民健康保険の書類は男性の職員が事務処理を行い、国民年金の免除申請書等は女性の職員が事務処理を行った。その女性の職員から、「免除の承認は、今提出しても3か月後になりますよ。」と言われ、私は不審に思ったことを記憶している。その後免除申請日が同年8月31日になっていることを知ったが、お盆月の8月に同市役所に行った記憶は無く、同市役所の担当者が免除申請の処理をすぐに行わなかったとしか考えられない。

申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間当時その叔父の家に居住しており、申立人が20歳になった際に、その叔父が申立人の国民年金の

加入手続をしてくれ、国民年金保険料については、その叔父の家族の保険料と一緒に、その叔父が納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその叔父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないことから、加入状況、納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 44 年 1 月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると、当該期間のうち 38 年 1 月から 41 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、41 年 10 月から 43 年 3 月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、上述のとおり、申立人の国民年金保険料の納付状況については不明であり、さかのぼって納付したか否かは判然としない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の叔父の娘と申立人の保険料の納付開始時期が一致し、その叔父の娘の当該期間の保険料が未納となっており、その叔父の娘が、保険料の徴収に訪れていた者から、「25 年間納付すれば国民年金の受給はできるのだから、すぐに国民年金に加入する必要はない。」と言われたと供述していることから、その叔父が、申立人が 20 歳になった際に申立人の国民年金の加入手続を行うと同時に保険料の納付を開始したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立人が会社を退職した平成 10 年 4 月に夫婦二人で国民年金の免除申請を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の免除申請日は同年 8 月 31 日であることが確認でき、申立人と一緒に免除申請を行ったとするその妻についての免除申請日も申立人と同日であることが確認できる上、制度上、申立期間当時の免除承認期間については、免除の申請があった日の属する月の前月を承認始期とするとされていることから、申立人の免除申請日の前月である同年 7 月から免除となっている申立人の記録に不自然さはいかたがう。

また、H 市役所では、当該期間の関連資料は無く、その当時の職員が現存していないため、その当時の免除に係る事務についての具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録

管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が当該期間について、免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない上、申立期間②の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3666 (事案 538 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月及び同年 10 月

私は、昭和 39 年 9 月に会社を退職し、申立期間当時は求職活動中で忙しかったため、母に頼んで国民年金の加入手続をしてもらった。保険料は、母から 500 円あれば足りると言われ、退職金から母に 500 円を渡し、母が地区の婦人会の集金により納付した。

平成 22 年 5 月 9 日付け日本経済新聞朝刊の記事に、「記録漏れ期間が 2 年以内の場合は証拠がなくても記録回復を認める。」との記載があり、私の申立期間は、この記事の内容に該当すると考え再申立てを行うこととした。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについて、申立人は、昭和 39 年 9 月に会社を退職し求職活動中にその母に頼み国民年金の加入手続を行ってもらい、保険料は退職金から 500 円を母に渡し、その母が保険料の集金を行っていた婦人会の集金により納付したとしているが、申立人及びその母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない上、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母親からは証言を得ることができないため、具体的な加入手続、納付場所、納付方法等が明確ではないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 6 年 5 月から同年 6 月ころに払い出されており、その時点からすると申立期間の保険料は時効により

納付することはできず、さらに、申立期間は未加入期間とされていることから制度上保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金加入状況及び保険料納付状況を改めて調査したが、申立人自身が保険料の納付をうかがわせる新たな資料や情報が無いと述べており、ほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月7日から37年12月10日まで
② 昭和37年12月10日から39年5月21日まで

平成19年2月に社会保険庁（当時）からねんきん特別便が届き、株式会社Aに勤務していた期間は脱退手当金が支払われていることになっているが、受給した覚えが無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後の昭和39年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者20人のうち、脱退手当金の受給資格がある16人について支給記録を調査したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうちの一人は、担当者から脱退手当金の説明を受け、脱退するかしないかを聞かれた覚えがあるとしており、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4169 (事案 1052 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月11日から33年1月30日まで

A株式会社B工場に勤務していたが、結婚が決まり退職した。しばらくはC市の主人の実家にいたが、その後、離婚となり、自分の実家があるD地に戻った。その間、会社から退職金ももらっていないし、脱退手当金の受給の手続をしたことが無く、受け取った覚えも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA株式会社B工場において厚生年金保険の資格を喪失した昭和33年1月30日の前後2年間に資格喪失した受給資格を有する女性退職者40人のうち26人が脱退手当金を受給しており、そのうち13人が資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられること、また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の33年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立て時には話していなかったA株式会社B工場を退職した後の結婚及び離婚に至った顛末^{てん}について話したいとして、再申立てをしている。

しかし、当該顛末^{てん}について申立人の供述を聴取したところ、戸籍謄本に

よる当時の夫との婚姻及び離婚の記録と、申立人が供述する出来事の時間的経過が食い違うなど記憶が曖昧であるとともに、申立人が脱退手当金を受給していないとする主張との直接的な関連性は無い。

申立人は、前述の顛末に係る記憶を話すことで、前回と同様に脱退手当金を受給していないと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 11 日から 42 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 39 年 1 月に A 株式会社を退職した 1 か月か 2 か月後に、B 株式会社 C 工場、D 株式会社及び A 株式会社の期間の脱退手当金を請求し受給した。しかし、A 株式会社を退職した後に勤務した株式会社 E（現在は、株式会社 F）の期間が脱退手当金を支給されたことになっていて、請求した B 株式会社 C 工場の期間は脱退手当金の支給記録となっていない。私は、株式会社 E の期間は脱退手当金を請求も受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務した被保険者期間に係る脱退手当金を、A 株式会社を退職した後に請求し受給したと主張しているが、同社の退職後に脱退手当金の支給記録は無く、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には「脱42. 5. 18G地」の印があることを踏まえると、A 株式会社の退職後に脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人の株式会社 E に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は、B 株式会社 C 工場の期間は脱退手当金を請求したとしているが、申立人の同社での被保険者期間は 5 か月と極めて短期間であり、脱退手当金が支給された期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別

番号で管理されていたことから、脱退手当金の請求に当たって同社の被保険者期間を失念したために支給されなかったものと思われる。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 39 年までのうち 2 年くらい
② 昭和 47 年 5 月から 51 年 10 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から 52 年 7 月まで

申立期間①は、A町にあったB株式会社（現在は、株式会社C）で、申立期間②は、D区にあったE株式会社で、申立期間③は、D区にあったF株式会社でそれぞれ勤務したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。それぞれの期間の厚生年金保険料は事業主により控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B株式会社は、申立人が申立期間①に勤務していたかは不明であり、採用者名簿によると、昭和 30 年代に採用した者の中に、申立人の氏名は見当たらないと回答している。

また、申立期間①当時に同事業所に勤務していた同僚 17 人に照会し、そのうち 12 人から回答があったが、全員が申立人に記憶が無いとしている。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚等 7 人について申立期間①当時の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれも被保険者記録を確認することはできない。

加えて、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無く連続している。

このほか、申立人が同事業所に勤務したことが確認できる資料及び申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、E株式会社は、申立人は当該事業所に勤務しておらず、申立人に係る記録は無い上、申立期間②当時も現在も、D区には同事業所の支店等は無いと回答している。

また、申立期間②当時に同事業所に勤務していた同僚 12 人に照会し、そのうち7人から回答があったが、全員が申立人に記憶が無いとしている。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚等9人について申立期間②当時の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれも被保険者記録を確認することはできない。

加えて、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無く連続している。

このほか、申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするF株式会社は、申立人が申し立てた所在地を管轄する法務局に商業登記簿は見当たらない。

また、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所であったG区所在の株式会社Hによると、申立人は当該事業所には勤務しておらず、申立期間③当時も現在も、D区には同事業所の支店等は無いと回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚等7人について申立期間③当時のIに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれも被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 26 日から 35 年 6 月 30 日まで
私は申立期間にA地にあったB社（後の株式会社C）に勤務していた。D業務をしていた。社会保険庁（当時）の記録では当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該事業所は厚生年金保険の適用事業所だったと思うので、自分の記録が無いのは納得できない。
調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚は、申立人は申立期間にB社に勤務していたと供述していることから、申立人が当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る厚生年金保険適用事業所名簿（索引簿）及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が新規適用事業所になったのは昭和 39 年 9 月 1 日となっており、同日前において、当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた元同僚二人の資格取得日は、いずれも昭和 39 年 9 月 1 日となっている。

さらに、元事業主は死亡しているため、当時の状況を聴取できず、申立人のほかの同僚に照会しても、申立人が被保険者であったこと及び給与から保険料を控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 8 月 21 日まで
昭和 55 年 9 月 1 日に株式会社AにB担当者として入社したため、自分の厚生年金保険は、自分自身で社会保険事務所（当時）に行き加入手続をしている上、入社時に会社に提出していた年金手帳が、同社を退職後の 56 年 8 月から 59 年 6 月までC国に渡っている間に、会社からD区の実家に郵送されてきていることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったのは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 55 年 12 月 21 日から 56 年 8 月 20 日までの期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚の供述から、行政機関への手続については、申立人の上司とされる者が行っていたことがうかがえるところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当時の事業主及び当該上司については、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できることを踏まえると、当該事業所においてはすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、同名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主に照会したものの、当該事業所の関係書類はすべて処分しており、当時の記憶も無いとしていることから、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

なお、申立人は、当該事業所を退職後の昭和 56 年 8 月から 59 年 6 月まで C 国に渡っている間に、入社時に会社に提出していた年金手帳が実家に郵送されてきたとする封筒を提出しているが、この封筒には、61 年 10 月 9 日付けの消印があり、申立人が C 国から帰国後、約 2 年たってから郵送されたものであることが確認できることから、申立人の申立内容には矛盾がみられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 8 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 29 年 3 月 1 日に A 株式会社に入社し、同年 5 月 1 日に B 組合に出向になるまでの間、及び同組合から A 株式会社に戻った同年 8 月 16 日から同年 12 月 1 日までの間の被保険者記録が無いことが分かった。また、その後、C 店内のテナントの D 株式会社から 47 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで勤務したが、同社における資格取得日が 48 年 6 月 1 日となっているので、この両申立事業所での申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A 株式会社勤務していたと申し立てているが、同社の事業主は、申立てに係る調査について、当時の関係資料が無く不明と回答しているため、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、出向先としている B 組合（事業主は、申立事業所の事業主と同人）において、昭和 29 年 5 月 1 日に被保険者の資格を取得し、同年 8 月 16 日に喪失している記録はあるが、A 株式会社における申立期間①及び②の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含め、当該事業所に係る健康保

険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①及び②に被保険者記録のある5人に同僚照会したところ、4人から回答があり、そのうちの一人は、「当時、会社には申立人のような若い女性の従業員はいなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間③について、D株式会社が加入していたE基金が保管する厚生年金基金加入員番号払出簿において、申立人の加入員資格取得年月日は昭和48年6月1日と記載されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、オンライン記録と同様に、48年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間③に被保険者記録のある者のうち、連絡先が確認できた同僚13人に照会し7人から回答を得たものの、いずれからも、申立人の申立期間③当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきぎゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 12 月 9 日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、有限会社Aの役員として勤務していた期間のうち、平成 7 年 6 月から 8 年 11 月までの標準報酬月額が減額訂正されているが、給与の減額があった記憶は無いので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役として勤めていた有限会社AはB施設(C業)であり、オンライン記録によると、平成 8 年 12 月*日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の 7 年 6 月の再取得時、同年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定時の標準報酬月額が、8 年 12 月 19 日に遡及して 20 万円から 10 万 4,000 円に減額訂正され、また、申立人を含め 14 人は同年 12 月 9 日に被保険者資格の喪失がなされており、同年 12 月 1 日の喪失者(一人)を含め、代表取締役社長、申立人及び社員の計 14 人の標準報酬月額は遡及訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険料の滞納について、申立人は記憶が無く、社会保険事務所(当時)の職員とも相談したことは無いとしているものの、元社員や顧問社会保険労務士は、当該事業所の事実上の責任者は申立人であると供述している。

また、申立人は、有限会社Aでは取締役であったとしているものの、平成 7 年 6 月の再取得以前は、有限会社D(C業)の代表取締役社長であり、有限会社Aにおいて再取得後も、同社の社員からは、社長、副社長、経理責任者と呼ばれており、また、当時の顧問社会保険労務士も、「申立人は、事実上の事業主であった。」と回答していることから判断すると、厚生年金保険に係る権限を有していたものと認められ、当該届出事務に關与して

いなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 31 日から 33 年 1 月 1 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 12 月 31 日から 34 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）にC職（1、2か月）として勤務していた昭和 32 年 11 月から 34 年 1 月までの記録が細切れとなっている。特に申立期間①及び④は 12 月 31 日が資格喪失日となっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人は、A株式会社にC職（D職）として、昭和 32 年 11 月から 34 年 1 月までの期間において、ほぼ空白無く勤務したと主張しているが、7人の同僚に照会したところ、二人は既に亡くなっており、回答のあった5人は、「50年前のことである上、C職は人数も多かったので、申立人を記憶していない。また、当時の勤務期間、保険料控除等については不明である。」としている。なお、このうち二人は、「年末、年始の休みはあった。」としている。

また、B株式会社に照会したところ、同社の人事部長は、「申立期間当時の資料は、保管期限を過ぎているため無い。」と回答している上、E組合も、「保管期限経過のため、当時の資料は残っていない。」と回答している。なお、当時の事業主、役員等は既に亡くなっており、供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の同僚も、C職の際の被保険者期間は、申立人と勤務先（各工場）が変わる以外はほぼ同様であることが確認できる。

加えて、すべての申立期間において申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年ころ
② 昭和39年ころから40年代まで
③ 昭和40年代から46年3月16日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、妻の叔父が経営するA株式会社に係る申立期間①、その関連会社であるB株式会社に係る申立期間②及び同じく関連会社であるC株式会社に係る申立期間③の厚生年金保険被保険者期間が無いことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、D職としてA株式会社に勤務していたとしているが、申立期間①当時の複数の同僚からは、申立人が勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務を確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間①前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「自分の知らぬ間にB株式会社に出向させられていた。」としているが、出向元とするA株式会社及び出向

先とするB株式会社の双方において、申立期間②当時の複数の同僚からは、申立人が勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、適用事業所名簿によると、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年4月1日と記録されており、同日前において同社が適用事業所となった記録は確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B株式会社での出向期間が経過した後、A株式会社に戻ったときには、事業所名がC株式会社に変更されていた。」としており、複数の同僚は、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC株式会社に勤務していたと供述している。

しかしながら、雇用保険の記録においても、申立人が雇用保険被保険者資格を取得した日は、厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同一日となっている。

また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した日がオンライン記録どおりとされている上、申立期間③前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 11 日まで
ねんきん特別便によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 36 年 11 月 11 日となっているが、同年 4 月 1 日から同社B支店及びC支店に勤務しており、被保険者期間が7か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録に記載されている申立人の入社日欄には、「36.11.11」と記載されており、申立人の同社における被保険者資格取得日と一致していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立期間にA株式会社B支店及びC支店（D支店を含む）における被保険者記録を有する同僚 22 人に照会したところ、16 人から回答があり、うち一人が「申立人は、昭和 36 年 11 月より前から同社に勤務していた。」としているものの、勤務期間について「不明。」としている上、一人の同僚から試用期間があった旨の供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 26 年 9 月 8 日から同年 12 月まで

昭和 26 年 3 月に中学校を卒業して同年 4 月から A 株式会社に入社した。同社での厚生年金保険の加入期間が同年 8 月 1 日から同年 9 月 8 日までしかないが、同年 4 月から同年 12 月まで勤務したので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①に A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日に被保険者資格を取得している者 19 人のうち 18 人がその年に中学校を卒業して入社した者であると認められることから、当該事業所が、入社直後には社会保険に加入させず、4 か月経過後にまとめて資格を取得させていたことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 7 人に照会し全員から回答を得られたものの、保険料控除等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、同僚の一人の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの申立期間②の一部期間に A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記同僚は申立期間②中の昭和 26 年 10 月 1 日に資格喪失しているのが確認できるところ、勤務は同年 9 月末までであったとすることから、申立人の同日以降の勤務実態については確認することができない。

また、同名簿において申立期間②に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 5 人に照会し全員から回答を得られたが、申立人の申立期間②当時の保険料控除等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 11 日から 46 年 6 月 21 日まで
私は株式会社Aで勤務していたが、結婚のために退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書、領収証書及び退職所得申告書には、申立人の署名押印及び申立人の当時の住所が記載されているとともに「当地払い、昭和 46 年 7 月 13 日支払い済み」の印がある上、脱退手当金裁定伺い及び領収書に記載されている「支給額」はオンライン記録と一致する。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る被保険者資格喪失日から 1 か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 41 年 5 月まで

申立期間は、当時の夫（故人）が勤務していた株式会社AのB班の作業現場でC職として勤務し、同社の健康保険に加入していたが、厚生年金保険の加入期間を問い合わせたところ、申立期間の記録が無いとのことであった。自分も勤務するようになってからは、健康保険は夫の被扶養者ではなく、自分名義の保険証を交付されていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、株式会社AのB班で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aの人事担当者は、「申立人の在籍が資料で確認できないため、申立人は正社員ではなく、現地採用の有期雇用契約社員であったとみられる。」とした上で、「当時、D業の厚生年金保険加入は元請・下請業者雇用の基幹要員にとどめられていたことから、申立人は、厚生年金保険には加入していなかった可能性が高い。ただし、健康保険については、雇用形態にかかわらず、常時雇用者であれば、当社が加入しているE組合に加入させていた。」と回答している。

また、オンライン記録では、申立人が一緒に勤務していたとするその夫も株式会社Aでの厚生年金保険加入記録が無く、申立人が記憶している同僚F氏についても、電話での照会に応じた同人の妻が昭和 38 年 5 月ごろから勤務していたと述べているものの、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 42 年 2 月 1 日となっており、申立期間当時の加入記録が無い。

さらに、申立期間当時のB班は、その後、独立し、平成20年まで株式会社Gとして存続していたとの株式会社A人事担当者等の供述から、株式会社Gについてオンライン記録を調査したところ、同社は昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、適用と同時に被保険者資格を取得した数十人のほとんどが株式会社Aからの移籍者であることが確認できる。そこで、連絡先が判明した7人に対して同僚照会を実施したところ、回答のあった3人はいずれも申立期間以前から株式会社AのB班で勤務していたが、それぞれ入社後7年間から11年間は厚生年金保険に加入していなかったと供述し、このうち、申立期間後に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる二人の同僚のうちの一人は、「健康保険（E組合）には全員が加入していたが、厚生年金保険に加入したのは正社員となってからで、それまでは厚生年金保険料が控除されていなかった。」と述べている。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月21日から9年10月1日まで
② 平成10年10月1日から11年8月21日まで
③ 平成12年5月25日から13年4月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成6年2月21日から9年10月1日までの期間、10年10月1日から11年8月21日までの期間及び12年5月25日から13年4月21日までの期間の標準報酬月額が、給与支給額より低額であることを知らされた。

給与明細書を保管しており、給与支給額を証明できることから、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人は、標準報酬月額が給与支給額より低い金額となっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③のうち、平成10年12月から11年8月までの期間及び13年1月から同年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書により、給与支給額が、10年12月から11年8月までは標準報酬月額28等級(54万5,000円以上57万5,000円未満)

に該当する55万1,533円から57万2,500円、13年1月は標準報酬月額25等級(45万5,000円以上48万5,000円未満)に該当する48万4,500円、同年2月から同年4月までは標準報酬月額24等級(42万5,000円以上45万5,000円未満)に該当する45万4,500円であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額は10年11月から11年7月までは4万722円、12年12月から13年3月までは3万2,965円となっていることから、当該控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間①、申立期間②のうち平成10年10月及び申立期間③のうち12年5月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から給与支給明細書の提出は無く、株式会社Aの事業主は、「給与台帳等の資料は法定保存期間を経過していることから保存されていないものの、規定どおりの届出及び納付をしていた。」旨を供述している上、同僚12人に照会し、回答を得た二人は「申立人の標準報酬月額も給与支給額も知らないが、自分の厚生年金保険料標準報酬月額と給与支給額に相違は無い。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月4日から同年11月24日まで
② 昭和43年5月18日から同年9月24日まで
③ 昭和43年9月28日から同年11月22日まで
④ 昭和46年3月23日から同年4月6日まで
⑤ 昭和46年4月24日から同年12月25日まで
⑥ 昭和47年1月25日から同年2月4日まで
⑦ 昭和47年3月1日から同年4月10日まで
⑧ 昭和47年4月10日から同年6月1日まで
⑨ 昭和48年5月2日から49年1月5日まで
⑩ 昭和49年5月1日から同年12月26日まで
⑪ 昭和50年5月12日から同年12月20日まで
⑫ 昭和51年5月10日から同年12月25日まで

船員手帳に記載のとおり、申立期間①はA氏所有のB船に、申立期間②はC氏所有のD船に、申立期間③はE氏所有のF船に、申立期間④及び⑤はG氏所有のH船に、申立期間⑥及び⑦はI氏所有（当該期間当時の登記簿謄本上の所有権者は、J氏）のK船に、申立期間⑧はJ氏所有のL船に、申立期間⑨及び⑩はM氏所有（登記簿謄本上の所有権者は、N氏と共有）のO船に船員として勤務していた。また、船員手帳は無いが、申立期間⑪及び⑫はM氏所有のO船に船員として勤務していた。すべての申立期間において、船員保険の記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人

がA氏所有のB船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者のA氏、同氏に係る船員保険被保険者名簿記載の船長及び同僚一人に照会するも回答が無く、申立内容について確認できない上、同名簿の申立期間①において、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

また、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②については、申立人提出の船員手帳の記録及び同僚の供述により、申立人がC氏所有のD船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C氏所有の同船舶は、船舶所有者名簿においては、昭和44年8月1日から船員保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所としての記録は確認できない。

また、船舶所有者のC氏は既に他界しており、その相続者であるP氏及び船員手帳記載の船長からも回答が無い等により申立内容について確認できない上、C氏に係る船員保険被保険者名簿記載の同僚4人に照会するも申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がE氏所有のF船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、日本年金機構Q事務センターによると、E氏所有の同船舶は、船員保険の適用船舶事業所としては該当が無いとしており、申立期間③において適用事業所としての記録は確認できない。

また、船舶所有者のE氏、船員手帳記載の船長及び同僚（申立人は、同僚の氏名を記憶していない。）から回答が無い等により申立内容について確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④及び⑤については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がG氏所有のH船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者のG氏は、「船は昭和47年に止めている。R船は小さい船なので船員保険は掛けていない。」と供述している。

また、船員手帳記載の二人の船長のうち一人は既に他界し、他の一人の船長及び同僚（申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、G氏に係る船員保険被保険者名簿は存在しない。）からも所在不明等により申立内

容について確認できなかった。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間④及び⑤については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間⑥及び⑦については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がI氏所有のK船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者のI氏は、「申立人は、分からない。」と供述している上、登記簿謄本記載の船舶所有者及び船員手帳記載の船長は他界しており、I氏に係る船員保険被保険者名簿記載の同僚4人に照会するも申立人の勤務状況等について具体的な供述は得られなかった。

また、I氏に係る船員保険被保険者名簿には申立期間⑥及び⑦において申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

さらに、申立期間⑥及び⑦当時、I氏所有のK船の年金事務を行っていたS組合は、同氏所有の同船舶における申立人の船員保険の記録は無いとしている。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑥及び⑦については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間⑥及び⑦に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 6 申立期間⑧については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がJ氏所有のL船に船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、J氏所有の同船舶は、船舶所有者名簿においては、昭和47年6月1日から船員保険の適用事業所となっており、申立期間⑧において適用事業所としての記録は確認できない。

また、船舶所有者のJ氏及び船員手帳記載の船長は、他界している上、J氏に係る船員保険被保険者名簿記載の同僚3人に照会するも申立人の勤務状況等について具体的な供述は得られなかった。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑧については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間⑧に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 7 申立期間⑨及び⑩については、申立人提出の船員手帳の記録により、申立期間⑨、⑩、⑪及び⑫については、照会し回答があった一方の船舶所有者のN氏の家族及び船員手帳記載の船長の供述により、申立人がM氏所有のO船に、船員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、二人の船舶所有者は既に他界しており、船舶所有者の

N氏の家族及び船員手帳記載の船長は、「船員保険は掛けていない。」と供述している。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、M氏に係る船員保険被保険者名簿も無いため、申立人の勤務状況等について確認できなかった。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑨、⑩、⑪及び⑫については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間⑨、⑩、⑪及び⑫に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 8 船員手帳は、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期す目的から、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する方法として、船員法によりその受有を船員に義務付けているものであるが、船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険に加入していたことにはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 4 月 10 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録では、株式会社Aに勤務していた昭和 34 年 6 月 8 日から 39 年 10 月 31 日までの間の 38 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの期間に、B組合に勤務していたことになっている。当時、2社同時に勤務したことは無い。B組合には、株式会社Aを退職してから勤務した。厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時に、B組合に勤務していた元従業員は、「申立人は、私より前に勤務していた。申立人と同時期に勤務したことはなかった」と供述している。

また、株式会社Aから提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に、「長期欠勤による使用関係消滅」との記載があるところ、同社の事業主は、「申立期間当時、長期欠勤する従業員がいたようだ。当社は、長期欠勤していた従業員についても、社会保険には加入したままにしておき、しばらく様子を見てから資格喪失の手続を行ったと思う。」と供述している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人と同様に長期欠勤により使用関係消滅との記載がある元同僚は、「同社に2年くらい勤務した」と供述しているが、厚生年金保険被保険者記録は、3年7か月の加入期間となっており、別の事業所との間に被保険者資格が16か月重複していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで
小学校を卒業した昭和 16 年 4 月から 20 年 8 月 15 日までの間、A 地に所在した B 工場の C 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間に勤務していたとする C 社は、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主及び上司の氏名を記憶していないため、同社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月ころから 46 年 2 月ころまで
昭和 45 年 5 月ころから 46 年 2 月ころまでの間、A 町所在の B 株式会社に C 職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人が記憶している事業所所在地、事業主名、業務内容等に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において B 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 株式会社は、「人事関係資料が保管されていないため、申立人の勤務実態については不明である。また、申立期間当時は社会保険に加入する社員は少なかった。」と回答しており、D 基金でも、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

また、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚 6 人に照会したところ、複数の元同僚が、「入社後、一定期間の試用期間があり、その後に厚生年金保険に加入した。」と供述し、これらの者の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照会したところ、入社したとする日の 2 か月後及び 7 か月後にそれぞれ資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間における B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 33 年 5 月 7 日まで
私は、A 有限会社 B 工場に昭和 32 年 8 月に入社し、33 年 5 月 25 日に退社するまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 有限会社 B 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 有限会社 B 工場は、昭和 56 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、元同僚 5 人に照会したところ、いずれも厚生年金保険料の控除については不明と供述している。

また、A 有限会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 33 年 5 月 7 日となっていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立人の申立期間に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 47 年 10 月まで
私は、申立期間において、A地に所在していた株式会社BでC職として働いた。申立期間当時の同社の新年職員総会の集合写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 30 日までの期間についての株式会社Bに係る雇用保険被保険者の記録があり、また、元同僚の証言及び申立人から提出された申立期間の日付入り集合写真から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 42 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間には、厚生年金保険被保険者資格を取得した者はおらず、同年 4 月 1 日付けで 57 人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。この 57 人のうち、13 人に照会し回答が得られた 7 人全員が、同年 4 月 1 日以前から入社したとしており、当該入社日から厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年 4 月 1 日までの期間が、66 か月、48 か月、39 か月、36 か月等となっていることを踏まえると、同社は、申立期間当時において、厚生年金保険の手続をまとめて行っていたことがうかがえる。

また、申立人は、申立人が株式会社Bに入社した 1 年後に、その兄も同社に勤務しており、同社に係る厚生年金保険被保険者記録があると供述しているが、オンライン記録では、その兄の被保険者期間も昭和 48 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日までとなっている。

さらに、申立期間以前に株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者記録の

ある元同僚7人に照会したところ、6人から回答があり、複数の元同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない人がいた。また、会社の経営は厳しく、私たちも3か月から数年間は厚生年金保険に未加入だった。」と供述している。

加えて、株式会社Bは平成18年8月*日で解散しており、元事業主も死亡していることから、申立人の同社での勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない上、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 年 1 日から同年 9 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額の記録が 38 万円となっていたため、会社に問い合わせをし、正しい額に訂正届は提出してもらえた。しかし、保険料の納付は認められず、年金額には反映されない旨の回答であったので、事後訂正に係る保険料の納付を認め、年金額に適正に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、当初、申立期間に係る標準報酬月額を 38 万円として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したが、平成 21 年 11 月 2 日付けで標準報酬月額を 50 万円とする標準報酬月額訂正届を提出している。

しかしながら、株式会社Aは、「申立期間当時は、誤って届け出た標準報酬月額に相応する保険料の控除をしていた」旨の供述をしている上、同社から提出を受けた申立期間に係る給与明細書により、訂正前の標準報酬月額に相応する保険料が控除されていることが確認でき、訂正後の標準報酬月額に相応する保険料の控除は無いことが確認できる。

このほか、申立期間において申立人がその主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年4月10日まで
国（厚生労働省）からの連絡により、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成9年4月から10年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、同年4月10日付けで59万円から9万8,000円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が代表取締役を務めている有限会社Aは、平成10年4月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日付けで申立人に係る9年4月から10年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が59万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、社会保険料の納付が数か月遅延していた」旨の供述をしているところ、このような場合、管轄社会保険事務所（当時）では、事業主の呼出し等を行い滞納社会保険料の納付について事業主と打合せを行うことになるとしており、当該事業所の代表取締役であった申立人は、社会保険事務所との間で打合せを行ったことを認めている上、申立人は、有限会社Aの社会保険の手続については、社会保険担当者が行っていたとしているものの、代表印を申立人自身が管理していた旨の供述をしていることなどから判断すると、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、代表取締役であった申立人の同意を得ずに当該減額処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っ

ている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日まで
昭和 26 年 4 月 1 日に A 株式会社に入社した。

入社時に試用期間等の説明もなく、正社員として社会保険に加入していると思っていたが、ねんきん特別便で被保険者資格の取得日が昭和 26 年 5 月 10 日となっていることが判明した。同年 4 月から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者資格取得日を同年同月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立期間について、申立人が A 株式会社勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格取得日は、オンライン記録と同じ昭和 26 年 5 月 10 日であり、申立人と同時に入社したとする複数の同僚の同社における被保険者資格取得日も、同台帳及び同名簿によると、申立人と同日となっている。

また、A 株式会社を合併した会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も住所が不明で照会できないなど、申立人の厚生年金保険の適用等について確認できない上、同僚からも申立期間の保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から22年9月11日まで

申立期間当時は、派遣会社に勤務し、A株式会社B所（現在は、A株式会社C所）に派遣されていた。勤務した会社名ははっきり覚えていないがD社だと思う。

当該会社に勤務していた申立期間は厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿には、D社又は類似名称の会社は確認できず、商業登記簿にも、D社は見当たらない上、申立人が、当時派遣されたとするA株式会社B所でも、当時の派遣会社関係の資料は無いとしているなど、申立事業所の特定はできない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に申立人の被保険者記録は無い。

なお、申立人が派遣されたとするA株式会社B所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立期間には、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から42年3月23日まで
② 昭和43年2月14日から44年4月20日まで
③ 昭和44年12月25日から55年3月1日まで
④ 昭和55年4月1日から58年12月31日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私が過去に勤務した株式会社Aの年金記録の一部と、B株式会社とC株式会社に勤務した期間については、すべての期間の年金記録が無い。当該期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、株式会社Aでは、自社でデータ管理している申立人に係る健康保険厚生年金保険の被保険者期間は、社会保険事務所（当時）において平成21年11月16日付けで同社に係る被保険者期間として申立人の基礎年金番号に統合された期間と同一の被保険者期間であったとの回答をしている。

また、雇用保険の被保険者記録によると、株式会社Aにおける申立人の離職日は昭和43年2月12日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社に資格取得した際に払い出された健康保険厚生年金保険被保険者番号は、健康保険の整理番号順に連番で払い出されており、欠番が見当たらないことなどから、資格取得日及び資格喪失日に係る事務処理について不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の勤務実態について記憶している同僚はいないほか、事業主は、当時の資料等については保存されておらず、保険料控除について確認できないとしている。

2 申立期間③について、B株式会社では、申立人が行っていたとする職務内容に該当する業務を行っている事業所における人事記録等を確認した結果、申立人の氏名は確認できなかったと回答している。

また、申立人の雇用保険の記録について、B株式会社の被保険者記録は確認できないところ、申立期間④に係るC株式会社における被保険者として昭和54年10月1日から56年1月23日までの期間の記録が確認できる。

さらに、申立人のB株式会社における同僚に係る記憶は明確ではない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③に記録のある同僚に調査を行ったところ、申立人を記憶している者はおらず、同名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番で管理されており欠番も無い。

3 申立期間④について、当時の同僚の供述、申立人の詳細な記憶及び雇用保険の記録から、申立人が同期間中にC株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社における雇用保険の被保険者記録は昭和54年10月1日から56年1月23日までとなっており、離職票の交付を受けていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた当時の事業所の元所長などから、「当時のドライバーの中には、健康保険料や厚生年金保険料が高く、手取額が減ることを嫌がり加入を拒む者もいた。」、「当時は、任意加入制を取っていた。」、「当時は、社会保険の加入に関して業界自体の認識が甘かった。」等の供述が得られた。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番で管理されており欠番も無い。

4 申立人がすべての申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私は、株式会社A（現在は、株式会社B）C支店に昭和 58 年 7 月 31 日まで勤めていたので、厚生年金保険の被保険者としての資格の喪失日は同年 8 月 1 日であると思う。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、資格喪失日が同年 7 月 31 日とされ同年 7 月の被保険者としての記録が無い。同年 7 月についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立人の退職願及び解職発令通知書並びに雇用保険の記録から、申立人の同社における離職日が昭和 58 年 7 月 30 日であることが確認できる。

また、事業主から提出された厚生年金基金中途脱退者名簿において、申立人の厚生年金基金加入員の資格喪失年月日が昭和 58 年 7 月 31 日と記録されているとともに、事業主関係者が「申立人の退職日は 58 年 7 月 30 日であり、厚生年金保険の資格喪失日は翌日の同年 7 月 31 日であるので当該月の厚生年金保険料は控除していない。」と述べているなど、申立人が 58 年 7 月について厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
株式会社 A には、B 地にあった営業所で平成 8 年 6 月末日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日になるはずだ。申立期間（8 年 6 月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の回答によると、申立人は平成 8 年 6 月 28 日付けの退職であるため、申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間当時の保険料控除方法は翌月控除であるが、8 年 7 月に支給している給与からは、同年 6 月分の保険料控除は行っていないとしており、また、同社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、同年 7 月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、C 基金の記録における申立人の資格喪失日は、平成 8 年 6 月 29 日となっておりオンライン記録と一致しているとともに、株式会社 A における申立人の雇用保険の記録においても、離職日が 8 年 6 月 28 日となっていることが確認でき、オンライン記録と合致している。

加えて、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aでの厚生年金保険資格取得日が、昭和 28 年 5 月 1 日となっているが、私の持っている厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」は同年 1 月 10 日と記されている。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社Aに入社した時期について、申立人は、「かなり昔のことなので、入社した正確な年月日までは記憶していない。」と供述しており、当時の同僚からも申立期間における勤務実態について明確な供述は得られない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和 28 年 1 月 10 日に厚生年金保険の資格を取得している者はいない一方、申立人を含む4人が同年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、そのうち、株式会社Aにおいて厚生年金保険記号番号が払い出された申立人及びB氏（大正 3 年生まれ。基礎年金番号未統合のため、住所が判明しない。）の二人に係る厚生年金保険記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）においても、両名とも 28 年 5 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人の資格取得日は、払出簿及び被保険者名簿の資格取得日と同日の昭和 28 年 5 月 1 日であることが確認できる。

加えて、事業所別索引簿から、株式会社Aは、昭和 34 年 8 月 1 日に厚

生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C法務局D出張所の閉鎖登記簿謄本から、同社は49年10月*日に解散していることが確認できる上、事業主であるE氏（明治40年生まれ）は、基礎年金番号未統合につき住所が判明しないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人の所持する再発行された厚生年金保険被保険者証には、申立人が「はじめて厚生年金保険の資格を取得した年月日」として、昭和28年1月10日と記されているが、当該払出簿（払出番号*から*まで）では、同年4月7日から同年6月6日までの間に払い出された番号が1冊で管理されているところ、申立人の被保険者証に記載されている同年1月10日に払い出された番号は確認できないほか、当該払出簿に記載された申立人に係る厚生年金保険払出番号は申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の番号と一致しており、B氏と連番で払い出されていることが確認できる上、当該番号の払出年月日は同年5月6日であることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者証に記載されている同年1月10日付けで、申立人が当該事業所において被保険者資格を取得した事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 1 月 31 日まで
平成 18 年 9 月に A 院（現在は、B 院）に勤務したが、自分一人だけ厚生年金保険に加入させてもらえなかった。後日、申立期間に係る 5 か月分の厚生年金保険料を事業主の口座に振り込んだので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成 18 年 9 月 21 日から 19 年 2 月 15 日まで勤務していたことは認められるが、B 院は、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料の控除を行っていないと回答している。

なお、申立人も給与から保険料は控除されてなかったと供述している上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料は納付済みとして記録されている。

また、事業主は、平成 22 年 2 月 9 日に C 年金事務所に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（18 年 9 月 21 日取得）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（19 年 2 月 16 日喪失）を提出しているものの、当該手続の時点で、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第 75 条の規定により、当該期間は年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、申立期間当時の給与から保険料が控除されている場合であるから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても

特例法のあっせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 25 日から 62 年 7 月 1 日まで
株式会社Aの代表取締役だった叔父の紹介で同社に入社した。昭和 61 年 8 月か同年 9 月に行われた入社式に参加し、B地にあるC院（D院）に配属されたが、厚生年金保険の加入は、62 年 7 月 1 日からになっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している台帳に申立人の入社日が昭和 61 年 9 月 25 日とあることから、事業主は、申立人は、同年 9 月 25 日から勤務していたとしている。

しかしながら、申立人に係る健康保険組合及び雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致している上、申立人が入社後に配属されたC院で一緒に勤務していたとする院長及びE職の同僚等については、申立人の意向で照会できないことから、申立人の同院における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。なお、申立人が一緒に勤務していたとするC院の院長は、オンライン記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人が同期で入社したと記憶している同僚4人のうち、連絡の取れる二人に照会し、一人から回答があるものの、申立人の勤務実態等については不明と供述している。

さらに、事業主は、当時の資料は廃棄済みのため、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明と回答している上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認

できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 18 日から 58 年 9 月 25 日まで
友人の紹介で、有限会社Aに昭和 56 年 8 月から会社が倒産した 58 年 9 月まで勤務していた。給与明細は残っていないが、間違いなく保険料が控除されており、年金手帳を会社に預けていたと記憶している。工場では、社長とその長女、及び私と二人の従業員が勤務していた。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述並びに申立事業所の次に勤務した株式会社Bが保管していた申立人が記載した履歴書により、申立期間において、申立人が有限会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚については、いずれも雇用保険の加入記録があるところ、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、同社は既に解散し、事業主も死亡しており、申立人の厚生年金保険加入状況を聴取することができない。

さらに、申立人を記憶しているとする同僚は、申立人が勤務していたことは覚えているが、給与や厚生年金保険等の詳細は不明であると供述している。

加えて、申立期間のうち昭和 56 年 8 月 18 日から 58 年 9 月 6 日までの期間において、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無い上、同社は同年 9 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4213 (事案 1660 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月16日から同年10月1日まで
前回、厚生年金保険の加入記録が無い期間として、昭和26年6月16日から同年10月1日までの期間、28年11月10日から同年12月10日までの期間及び29年8月30日から同年9月1日までの期間を申し立てた。これらの期間のうち28年11月10日から同年12月10日までの期間及び29年8月30日から同年9月1日までの期間については申立てを認められたが、26年6月16日から同年10月1日までの期間については認められなかった。その認めない理由について承服することができない。26年6月16日から同年10月1日までの期間について再度申立てを行うので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、本申立てにより再度審議を行ったところ、申立人から新たな資料の提供が無い上、事業主に再確認するも「賃金台帳等は保存されておらず、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明。」との供述があった。

また、新たに照会を行った同僚からも、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月15日から35年9月16日まで
昭和33年5月15日から35年9月16日までA社（現在は、B社）に勤務し、C業務に従事したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容の供述及び申立人が元事業主の妻の氏名を正確に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社における業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、現事業主は、申立人の同社における勤務については当時の記録が現存しないため確認できないが、社会保険への加入を入社時の条件として社員を採用したことはなく、正社員ではない者は社会保険に加入させていないため、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を提出しておらず、保険料の控除も行っていないと回答している。

また、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできない上、同名簿の記録により、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者全5人に申立人について問い合わせたところ、3人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 4 月まで
② 昭和 20 年 11 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について照会したところ申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答を受けた。申立期間①については、A地（現在は、B地）に所在していたC株式会社に勤務していたが戦災のため退社した。申立期間②については、D社（現在は、E株式会社）に勤務し、F職をしていたが給与額が不満で退社した。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A地に所在したC株式会社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、G地史の編纂に携わった者に申立期間当時のA地の状況や当該事業所の所在等について照会したが、申立内容に該当する事業所の所在は確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないため、当時の勤務実態等について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、同じ地番に所在するD社、同社H支社及び同社I所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間同時に被保険者記録がある同僚15人に照会したところ、13人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、複数の同僚は、「当時、内勤社員は社会保険に加入していたが、J職については別扱いとされ、社会保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、J職であったとする同僚は「J職は、契約当初は、委任契約とされ、社会保険には加入していなかった。その後、Kが増えると雇用契約とされ、社会保険に加入、契約は3か月ごとに見直しが行われ、Kによって委任契約への格下げ、雇用契約への格上げが行われていた。」と供述している。

これらのことから、当該事業所における厚生年金保険の加入については従業員が一律の扱いをされていなかったことが推認できる。

なお、当該事業所の事業主は「当時の関係書類は帳票の保存年限超過により保管していないため、申立人に係る勤務実態、保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月 6 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 10 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

平成 10 年 1 月 6 日に株式会社A（現在は、株式会社B）に入社し、同年 5 月 1 日に連結子会社の有限会社C（後に株式会社Dに名称変更）に異動となったが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、申立人は、平成 10 年 1 月 6 日に株式会社Aに入社後、21 年 3 月 31 日に退職するまで、同社及び同社系列の子会社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が平成 10 年 1 月 6 日に入社したとする株式会社Aは、同年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が平成 10 年 5 月 1 日に異動したとする有限会社Cは、同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、平成 10 年 6 月 1 日以前に有限会社Cに入社したとする 8 人の同僚全員が同社が新規適用事業所となった同年 6 月 1 日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、株式会社Aの事業を承継し、後に社名変更を行った株式会社Bは、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類を保管していない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期

間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年10月1日まで
② 昭和30年10月1日から同年11月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社が経営していたB店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和29年10月1日となっており、次に勤めたC株式会社の被保険者資格の取得日は30年11月1日となっていた。

しかし、A株式会社を辞めたのは昭和30年9月30日で、C株式会社には翌日の同年10月1日に入社しており、この間に空白期間は無かったので、A株式会社に係る被保険者資格の喪失日の記録及びC株式会社に係る被保険者資格の取得日の記録を、同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の次の事業所であるC株式会社が保存している申立人の履歴書の記載内容から、申立人が申立期間①においてA株式会社に勤務していたことがうかがえるものの、申立期間当時にA株式会社に在籍していた複数の同僚が、申立人が同社に勤務していたことを記憶していない上、申立人が名前を記憶していた事業主及び事業主の4人の子息は、既に他界したなどの理由により供述を得ることができないなど、申立人の勤務実態を確認できない。

また、A株式会社の事業主及び複数の同僚から、当該事業所における厚生年金保険料の控除について供述が得られない上、申立人も明確な記憶が無いことなどから、事業主による厚生年金保険料控除を確認することができない。

2 申立期間②について、C株式会社保存の申立人に係る履歴書の記載内容及び複数の同僚の供述から、申立人が同社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が、「入社して3か月くらいは、試用期間や臨時工として厚生年金保険に加入をしていなかった。この間は、自分で国民健康保険に加入するように会社から言われていた。」と供述していることから、当該事業所では採用後の一定期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと推認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のC株式会社における資格取得日が昭和30年11月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日の記録と一致している。

さらに、同社が保存していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、事業主が、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和30年11月1日と届け出ていることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から 48 年 5 月 18 日まで
Aビル内の株式会社Bには、昭和 45 年 3 月末に入社し、55 年 1 月 25 日まで勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は 48 年 5 月 18 日となっている。同社には入社当初から正社員として勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bにおける二人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時に、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者総合照会書によると、申立人の株式会社Bにおける雇用保険被保険者期間は、昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 1 月 25 日までと記録されているところ、申立期間の後に、同社において社会保険事務を担当していたとする元事務員は、「自分が事務をしていた当時は、給与の低い社員から要望されて、社会保険、雇用保険とも、被保険者資格の取得時期を遅らせるなど個人別に対応していた。」と供述しており、前述の同僚の一人は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、本人の希望を入れながら運用されていた。」と供述している。

また、株式会社Bの保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人の申立期間に係る被保険者資格取得日は、オンラインの記録どおり、昭和 48 年 5 月 18 日と届け出たことが確認できる。

さらに、株式会社Bは、前述の資料のほかには申立人の保険料控除を確認できる資料を保管していない上、申立人も、給与明細書など勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。